

生物多様性の保全に向けた 社会資本整備分野での取組み

*岸田弘之



1. はじめに

最近の地球環境問題への関心の高まりもあり、生物多様性保全を巡る国内外の動きは活発化している。このため、より一層の知見の蓄積、普及啓発、情報発信、そして何よりも様々な分野での積極的な取組みが求められている。一方では「生物多様性の問題は分かりにくく難しい」という声も聞かれる。今年、国連が定めた「国際生物多様性年」であり、10月には名古屋市において「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」が開催される。

本稿では、このような背景を踏まえつつ国内外の主な動きや本特集を企画した趣旨等を論じることとする。

2. 生物多様性保全のための国内外の動き

生物多様性条約は、1992年5月に採択され、同年6月にリオデジャネイロで開催された「国連環境開発会議（地球サミット）」で気候変動枠組み条約などとともに署名されたもので、本年4月現在、192カ国とEU（欧州連合）が加盟している。本年は、2002年に決定した「2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」という、生物多様性条約のいわゆる「2010年目標」の目標年にあたり、10月に開催されるCOP10では、その達成状況の評価と次期世界目標（ポスト2010年目標）の採択が予定されている。

わが国においても1993年5月にこの条約を締結し、同年12月には条約が発効した。また発効を受けて、本条約に基づくわが国としての「生物多様性国家戦略」を1995年に策定した。その後3回の改訂を経て、2009年に「生物多様性基本法」が制定されたことに伴い、法律に基づく「生物多様性国家戦略2010」が本年3月に策定された（図-1）。

また2007年に制定された「国土形成計画法」

に基づく「国土形成計画」が、2008年7月に閣議決定された。この計画においても生物多様性やエコロジカル・ネットワーク等について明確に論じられており、生物多様性はわが国の国土形成や国土管理の中においても、極めて重要な視点として具体的に位置づけられている。

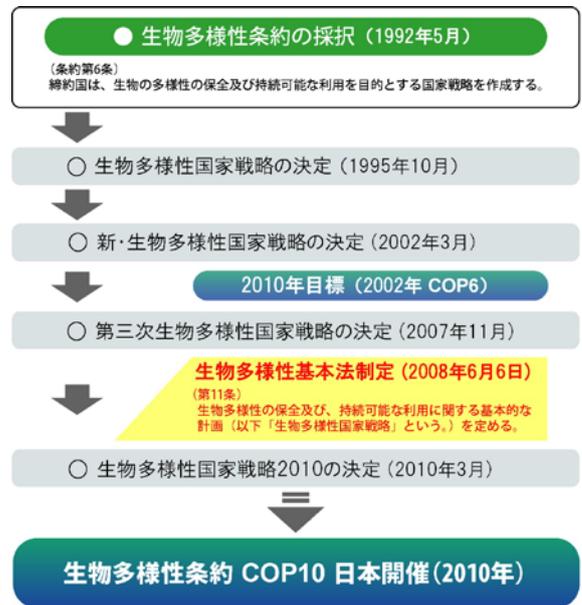


図-1 生物多様性条約と国家戦略等の流れ

生物多様性条約では、生物多様性をすべての生物の間に違いがあることと定義し、さらにそこには、「種における遺伝子の多様性」「生態系における種の多様性」「地域における生態系の多様性」という3つのレベルがあるとしている。現在の日々の暮らしの中では、ある生物種がいなくなっても、私達の生活そのものに影響が及ぶことは実感出来ない面がある。しかし衣食住をはじめ私達の心豊かな暮らしは、それを支えてくれる豊かな自然なしには成り立たない。そういった意味で、社会資本整備分野においても、生物多様性保全に的確に取り組んでいくことが必要である。

3. 特集の趣旨と社会資本分野での取組み

本特集では、このような状況の下で、生物多様性保全に向けて、社会資本整備分野における一層の知見の集積を図るために実施している主な研究

*国土交通省国土技術政策総合研究所環境研究部長

内容を紹介するとともに、現地の取り組み状況も紹介することにより、自然と共生する持続可能な社会に向けての国土管理の一助にしようとするものである。

社会資本整備においては、河川、道路、公園などの分野でそれぞれ生物や自然と共生する取り組みが積極的に行われている。例えば、国営ひたち海浜公園では、常陸那珂港との境に位置し、湧水流が砂丘を開析した谷戸内に形成されている「沢田湧水地」において希少生物保全対策を行っている。ここに生息するオゼイトトンボ（県レッドデータブック希少種）の個体数が、1999年以降に発生した地下水の低下による湿地の乾燥化によって一時激減したために、2002年に谷底面の地下水水位や湧水等の条件を考慮した繁殖池の新設、同年と2004年に一部既設池の改修を行い、その後のモニタリング調査により個体数の増加効果を確認している。道路ののり面緑化にあたっては、森林の二次遷移の現象を応用した「森林表土利用工」を試み、生物多様性の保全に配慮した在来種を用いた緑化工法として注目されている。また道路事業に関して、1995年に国土技術政策総合研究所が各地方整備局等に調査したところ、全国26路線で動物の道路横断施設が設置されており、その内の幾つかの路線に関して詳細な調査を実施することにより効果的な対策を開発し、道路環境影響評価の技術手法に適宜反映している。さらに河川の現場では、多自然川づくりが各地で実施されているが、1997年の法改正により河川法に新しく盛り込まれた「河川環境の整備と保全」の実現のため、2002年度からは各地の河川・湖沼で「自然再生事業」が積極的に取り組まれている。また生物多様性の保全ということでは、外来種対策も重要である。2004年に制定された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」では道路沿いや河川敷に見られる幾つかの植物が指定されているが、これらに対する効果的かつ効率的な防除方法等の開発に努めるとともに、情報の普及にも努めている。

今回の特集では最新の取り組みを出来るだけ網羅するようにしたつもりであり、全体を集約して国土管理の面から図にまとめてみると、流域圏全体をネットワーク的につなぐような形になっていると考えられる（図-2参照）。

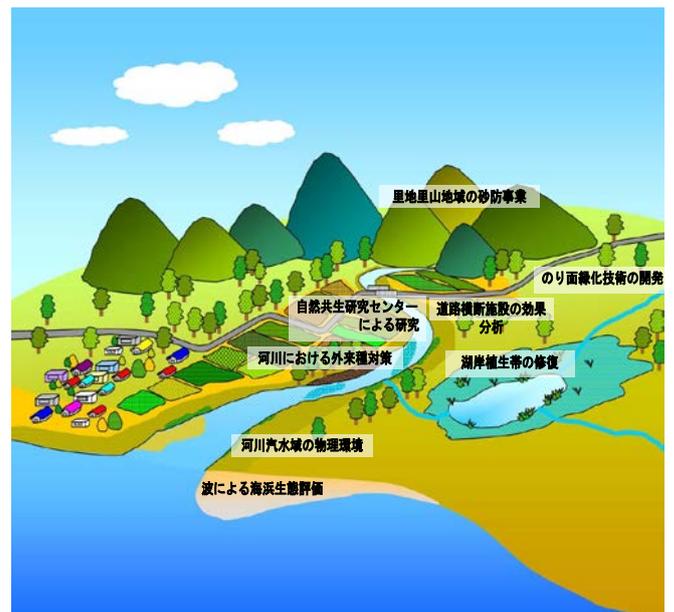


図-2 本特集の概念図

4. おわりに

生物多様性の保全は、私達の暮らしと密接に関係している問題であり、身近な環境を考える一人一人の取り組みが重要である。

「生命の多様性」の中で、著者のE.O.ウィルソンは「どんな国でも物質的、文化的、生物的富の3つの富を持っている。はじめの2つは毎日の生活になくはならないものだけにしごく理解されやすいが、生物的な富はえてして真剣に考えられないところが生物多様性の問題である。」と述べている。冒頭に紹介した2つの条約の採択から約20年が経過し、地球温暖化が人類に対する最大の脅威として世界中で認識される一方、生物多様性が今ひとつ遅れをとっているのは、内容が理解しづらいこともあるが、この指摘のようなことにもよるのかもしれない。2010年が生物多様性保全にとって大きなターニングポイントであるということ肝に銘じながら、研究分野を中心に組みんでいきたいと考えている。

参考文献

- 1) 環境省：生物多様性国家戦略2010、304p、2010
- 2) 亀山章監修：生物多様性緑化ハンドブック、地人書館、323p、2006
- 3) 国土交通省河川環境課：自然再生事業、36p、2005
- 4) 国土技術政策総合研究所資料、第428号、pp.53~54、2007
- 5) 国土技術政策総合研究所資料、第383~395号、2007
- 6) E.O.ウィルソン：生命の多様性、岩波書店、257p、2004